

○財務省告示第二百二十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年六月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年七月五日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
四回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項
- 三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
五 募入決定の 各申込みのうち応募価格の高い
イ 方法 価格競争

八 最低額面金
九 振替単位

十 一 発行日
十 二 発行格

ロ

十 三 二
の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 入 札 格 第 参 別 債 札 格 行 行
込 利 札 格 競 I 加 場 行 争 格 日
み 子 率 発 競

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものとす
る。平成二十三年六月十日

額面金額の総額 × $\frac{2.2}{100} \times \frac{82}{365}$
九 額 五 額 平 成 二 十 三 年 六 月 十 日
銭 面 金 額 上 百 円 につ づ きの 百 二 円 九 十

(一) 年 二 ・ 二 パーセント
は、募入決定の通知を受けたる者
は、払込金額に追加の算
式により規定する日額を第
十号の規則する期に払い
込むものとする。

(二)

に 係 る 所 得 税 が 泉 徴 収 さ れ
る も の と し て は 振 替 口 座 簿 中 の
口座に記載又は記録されるもの
の 上 に 算 出 し た 金 額 か 該 式
に 基 づ き 算 出 し た 金 額 を 該
額 上 に 算 出 し た 金 額 を 該 式

十四 初期利子

時において取得する者が非居
住者又は外国法人である場合
には、前記(一)の算式により算
出した金額に当該非居住者又
は外国税法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額を
控除することができ。平
成二十三年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十二年三月二十日
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十三年六月十日

二十 払込期日